

別記様式（第十七条）

（表）

第 号	年 月 日	発行
立 入 検 査 証		
官 職 氏		
生 年 月 日		
名		

9センチメートル

内航海運組合法第六十七条第一項の規定により立入検査をする職員であることを 證明する。
国土交通大臣 （地方運輸局長）印
年 月 日限有効

6センチメートル

（裏）

9センチメートル

内航海運組合法抜すい  
(報告及び検査)

第六十七条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するために必要な限度において、内航海運事業を営む者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類若しくは設備に關し検査をさせ、若しくは質問をさせることができる。  
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
(罰則) 第七十二条 第六十七条第一項の規定による報告をせず、虚偽の報告をし、立入を拒み、若しくは検査を妨げ、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三万円以下の罰金に処する。

6センチメートル
（裏）
内航海運組合法抜すい (報告及び検査)
6センチメートル